

南部町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

南部町農業委員会

平成30年1月9日制定

令和2年8月7日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本町の状況として、河川は中央付近に日野川に合流する法勝寺川が流れ、これに東長田川、山田谷川、絹屋川、北方川、小松谷川、朝鍋川が南、西、東南から合流している。上流は農林業地帯、下流は沖積層の平野を形成し水田が広がっているが、東部の山は丘陵を呈し、土質は大山火山灰土の影響で黒土からなり樹園地が形成されている。

土地利用については、ほぼ基盤整備が完了し、規模拡大や、近代化施設等の導入により、機械化による一貫作業体系の確立、大規模な担い手の育成をはかっているが、一方、山間部においては後継者を含めての担い手不足により農地の遊休化が進行しつつある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとに活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、南部町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選時期に合わせ、3年ごとに検証・見直し、他の農業振興計画等と整合性を持たせながら改定を行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

目標とする遊休農地面積は、利用状況調査による把握した農地法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積とする。

(遊休農地の解消目標)

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成29年7月)	1,235 ha	15 ha	1.21%
3年後の目標 (令和2年7月)	1,229 ha	12 ha	0.98%
改正時の現状 (令和2年7月)	1,221 ha	11 ha	0.90%
3年後の目標 (令和5年7月)	1,213 ha	8 ha	0.66%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を7地区に分けて、利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期について、「農地法の運用について」(平成21年12月11月付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

利用状況調査後、遊休農地所有者に利用意向調査を実施し、その調査結果を踏まえて農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行うことを基本としながら、令和2年度から3年間においては、各地区、各集落ごとに、農業の今後の在り方について農地所有者との話し合いを行い、農地利用を図っていく。

なお、利用意向調査は基本的には面談して行うが、所有者が不在等の場合においては郵送の手段も考慮しながら実施する。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地情報公開システム(全国農地ナビ)に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図っていく。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査を実施する際に、農地中間管理事業の活用に関する資料等を同封し、農地中間管理事業の活用について促進を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化につなげる。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

農地利用集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積とする。

(担い手への農地利用集積目標)

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積割合 (B/A)
現状 (平成29年7月)	1,220 ha	235 ha	19.26%
3年後の目標 (令和2年7月)	1,217 ha	241 ha	19.80%
現状 (令和2年7月)	1,210 ha	308 ha	25.45%
3年後の目標 (令和5年7月)	1,205 ha	323 ha	26.80%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

また、農地中間管理機構に対し、必要な農地情報を提供するとともに、調整会議へ参画する。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 情報の収集

担い手を定期的に個別訪問をするなどして、意思疎通を図り、規模拡大の意向を把握するとともに、規模拡大に必要な農地をあっせんできるように、農地所有者の意向を適宜把握する。

⑤ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定できる制度の活用も視野に入れながら、農地の有効利用に努めていく。

⑥ 情報提供

町が月1回発行している「広報なんぶ」、南部町ケーブルテレビ、地域での会合、教育機関等との連携を通じ、広く農地に係る多様な情報を提供していく。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進は、毎年1経営体（個人・法人）の参入を目標とし、新規参入者による利用集積面積は1経営体あたり、平均して1haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内または近隣市町村の農地の借入意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的に支援する。

② 新規就農の促進に関する情報提供について

町、県、農地中間管理機構と連携し、新規参入促進のための助成制度等に関する情報提供を「広報なんぶ」に掲載するよう努める。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、地元集落の農業関係者とも協議しながら農地中間管理機構を活用し、企業の参入を推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の調整を図るとともに、適宜、新規参入者を訪問し情報交換を行うことを通じ、必要な支援を継続的な行い、将来の担い手として育てていく。